

不法投棄を発見したら！



不法投棄は犯罪です。なくそう不法投棄

LINE 版
安芸太田町家庭ごみ
分別五十音事典を活用した
不法投棄等の連絡方法！

安芸太田町衛生対策室



安芸太田町ごみ分別
五十音事典
LINE 公式アカウント

【不法投棄に関する法律】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（清掃の保持）

第5条 土地又は建物の占有権（占有権がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市区町村長が定める計画に従い大掃除を実施しなければならない。

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

（投棄禁止）

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

【不法投棄に関する罰則】

《不法投棄をした者》

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条

※5年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

《不法投棄することを目的とした廃棄物を収集または運搬した者》

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第26条

3年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

不法投棄禁止

ごみの投げ捨ては、法律により禁止されています。

違反した場合は、

個人には、5年以下の懲役、

若しくは 1,000万円以下の罰金（又はその両方）

法人には、3億円以下の罰金 が科せられます。

投棄した人を見かけたら、役場又は警察署へ通報してください。

安芸太田町役場 衛生対策室 (0826) 23-1120

町内に設置された不法投棄防止啓発看板

不法投棄を発見したら 不法投棄されているものには手をつけず、通報 してください。

安芸太田町ごみ分別五十音事典 LINE 公式アカウントを活用して通報する

【通報の手順】

- 1 「友だちリスト」から公式アカウント内
「安芸太田町ごみ分別五十音事典」を選択



- 2 トークで「安芸太田町ごみ分別五十音事典」を選択



- 3 メッセージで「不法投棄」と入力する。
※漢字、カタカナ、ひらがな



【ご注意ください！】



写真や間違ったメッセージを送信してしまうと上記のメッセージになります。

- 4 ポックルくろだおへ（23-1120）電話する。

変更前

< 安芸太田町ごみ分別...
自動で返信しています

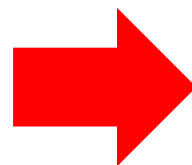
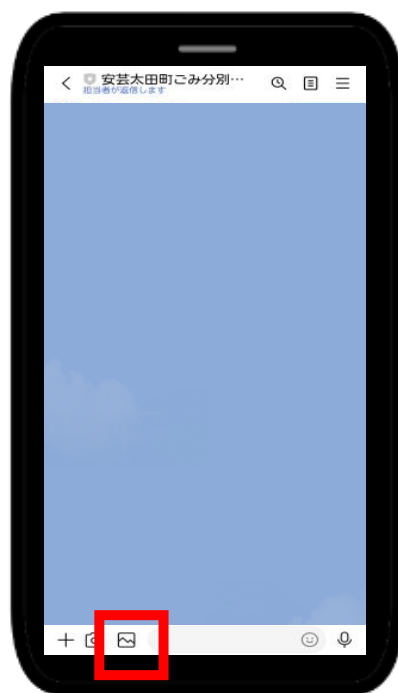
変更後

< 安芸太田町ごみ分別...
担当者が返信します

「担当者が返信します」に表示が変わったら、リアルタイムで担当者が確認を行います。

アルバムから写真を送る

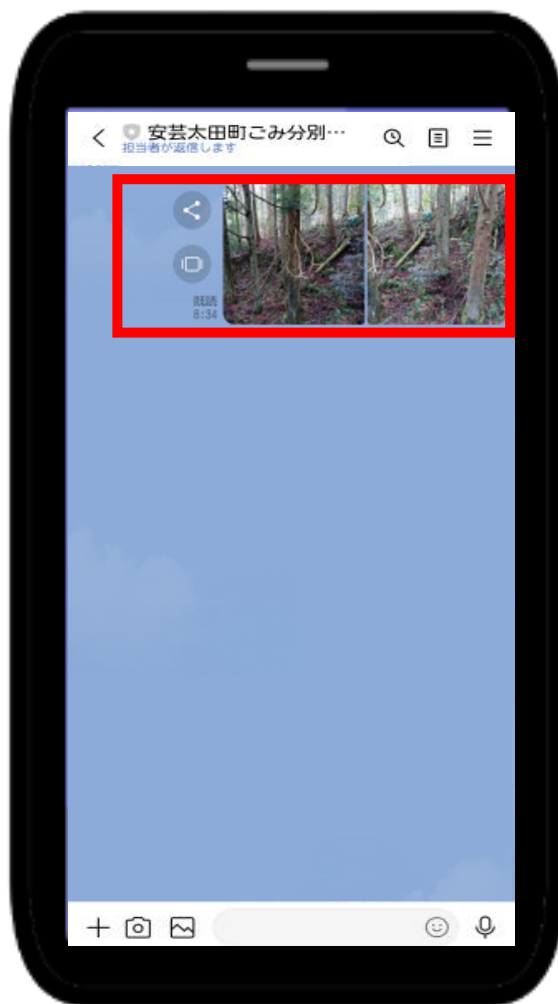
(1) アルバムマークを押す



(2) 画像選択→送信



(3) 送信完了

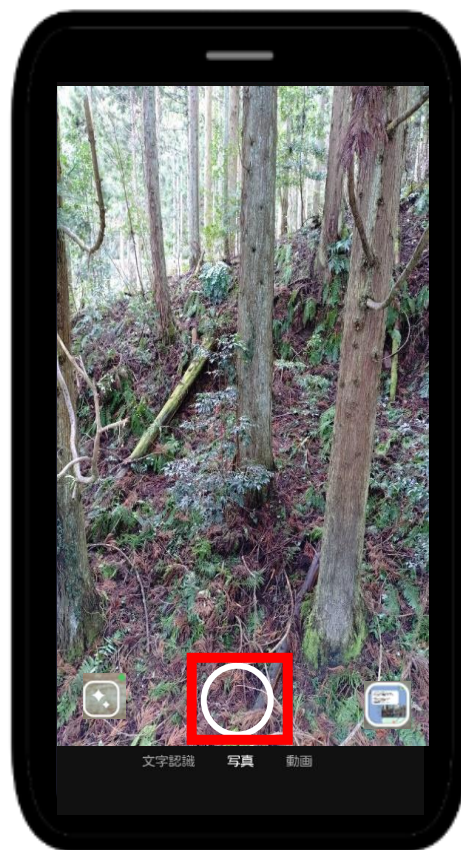


撮影して写真を送る

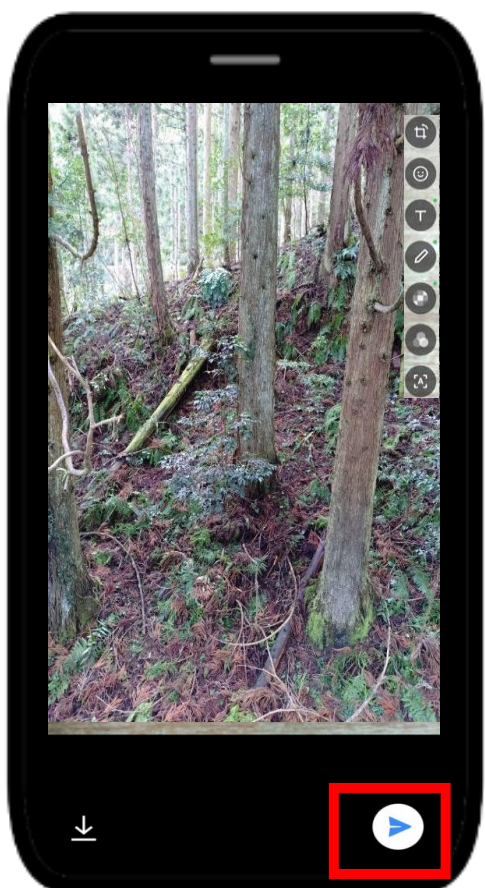
(1) カメラマークを押す



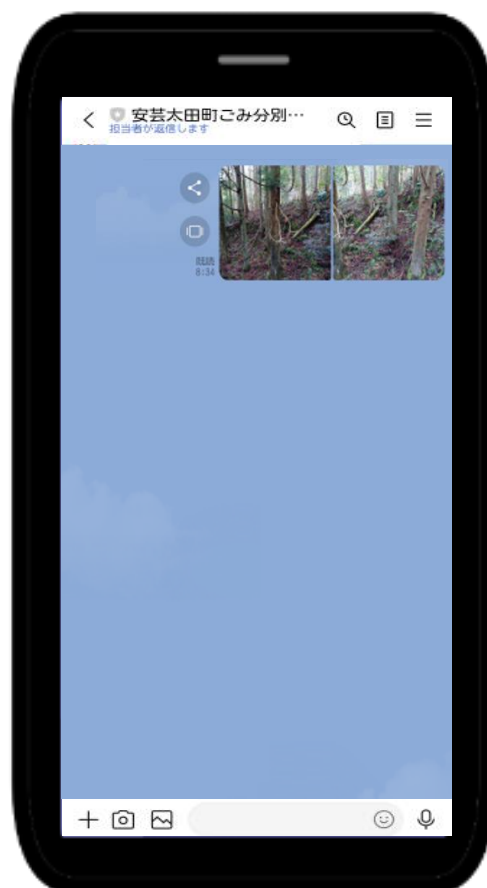
(2) 写真を撮る



(3) 送信ボタンを押す



(4) 送信完了

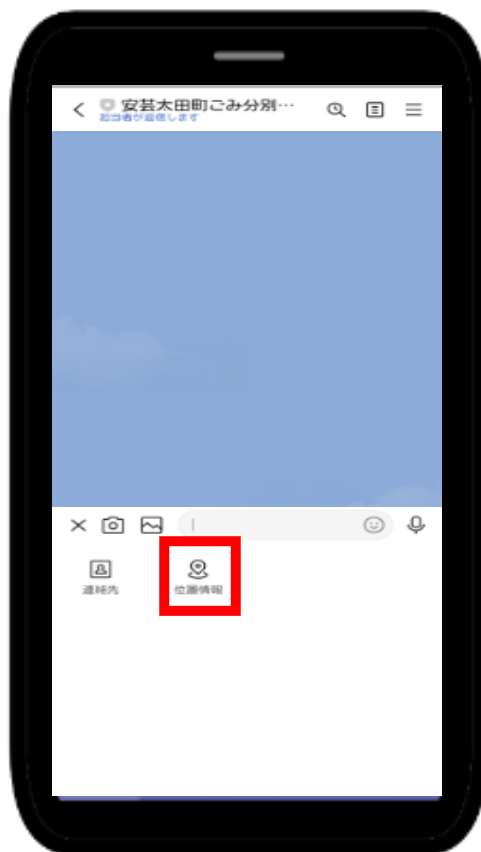
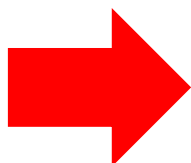


位置情報を送る

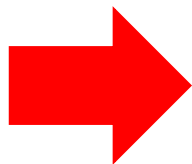
(1) + (プラス) マークを押す



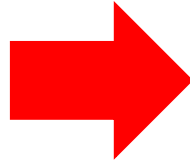
(2) 位置情報を押す



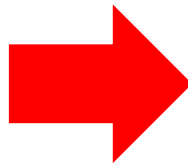
(3) 許可承認を押す



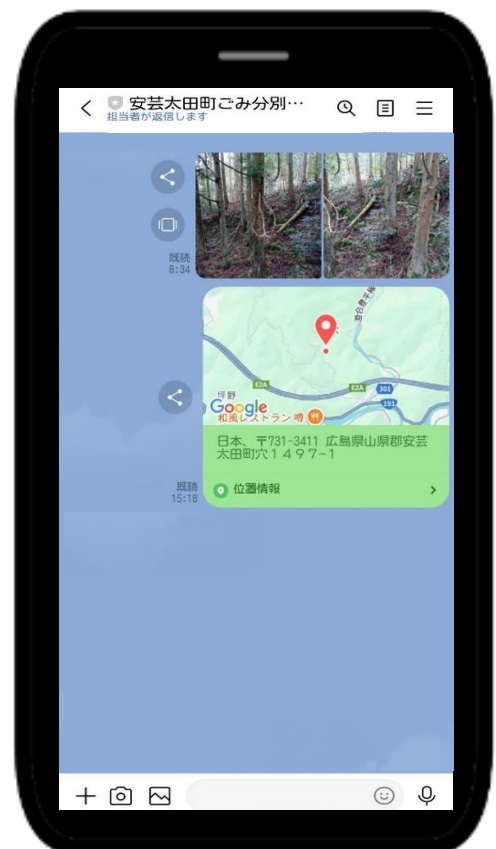
(4) 位置情報使用を許可する



(5) 送信ボタンを押す



(6) 送信完了



通報時の確認事項

1 通報者（発見者）の住所・氏名・連絡先をお聞きします。
※お名前を教えていただけないときは、対応ができない場合があります。
（お名前の公表はしませんので、ご安心ください）

2 不法投棄物の確認

何が捨てられているか。

注）投棄されているものによっては警察への確認が必要です。

例）事件・事故に関連性のありそうなもの。

・乗り物（自動車・バイク・自転車等）は警察に盗難届等の確認をお願いしています。

3 不法投棄されている場所

道路、公園等

注）私有地などの敷地内に投棄された場合は、**管理者の責任**において処理しなければなりません。

4 いつごろから不法投棄されているのか

長期間にわたって投棄されているのか。

5 不法投棄の量

どれぐらいの量が捨てられているのか。

※上記の内容をできる限り詳しく確認させていただきます。

【管理者責任】

土地の所有者や管理者のかたは、不法投棄されないよう、適切な管理を心がける必要があります。

不法投棄は犯罪であり、法律で禁止されていますが、投棄した者が見つからなければ、管理者責任によって処分をしなければなりません。

不法投棄を放置しておく、さらなる不法投棄を誘発し良好な生活環境を阻害する恐れがありますので、土地の所有者や管理者の方は日頃から不法投棄への防止対策を講じておきましょう。

※敷地内などへ不法投棄されたものを公共の場（道路など）へ動かす行為も不法投棄と同等の扱いになるのでやめましょう。

問い合わせ先
安芸太田町衛生対策室
☎0826-23-1120

不法投棄を発見したら、まず、ご連絡ください

不法投棄禁止

